

資料1

国立公文書館の事務・事業における 官民競争入札等の実施について

平成19年9月20日
内閣府大臣官房管理室

◎国立公文書館の概要

日本国憲法や、法律の原本はじめ、歴史資料として重要な公文書等を、各機関から受け入れ、適切な処置を行った上で保存・管理し、一般の利用に供する機関。

特に近年は、政府の意思決定やその過程についての記録である公文書を保存し、一般の利用に供することを通じて、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たすという機能が注目され、その重要性の認識が高まっているところ。

職員数： 42人

所有施設： 本館(千代田区北の丸)
つくば分館(茨城県つくば市)



◎沿革

※ヨーロッパ諸国では18世紀以来、近代的な公文書館制度が発達。

※日本では戦後になって、公文書の散逸防止と公開のための施設の必要性についての認識が高まり、昭和34年に日本学術会議会長から内閣総理大臣に対し国立公文書館の設置を勧告。

昭和46年 総理府の附属機関として国立公文書館 設置

平成10年 書庫等の拡充のためにつくば分館 設置

平成13年 独立行政法人に移行。

◎国立公文書館の主な活動

○公文書等の移管・受入れ・保存

毎年、各府省との移管協議の結果、移管が決定した公文書を受入れ。
受入れの際にはカビ・虫害等を防ぐためくん蒸処理を行った後、目録を作成。
空調設備の整った書庫(本館・つくば分館)に収納し保存・管理。

○公文書等の一般の利用(閲覧、展示、インターネットでの公開等)

館内にて閲覧室を設け、公文書等を一般公開。
ただし個人情報等の非公開情報を含む公文書については**審査の上、
一般利用を制限するケースもある。**
利用の制限については**不服の申出が可能**であり、
不服の申出に対しては、別途**有識者会議の議論等**を経て
対応。また、専門知識を有する職員がレファレンスを行う。
このほか、施設のスペースを活用し、展示会等を実施。
また、所蔵資料をデジタルアーカイブ化しインターネット上で
目録検索・文書閲覧を可能にしている。



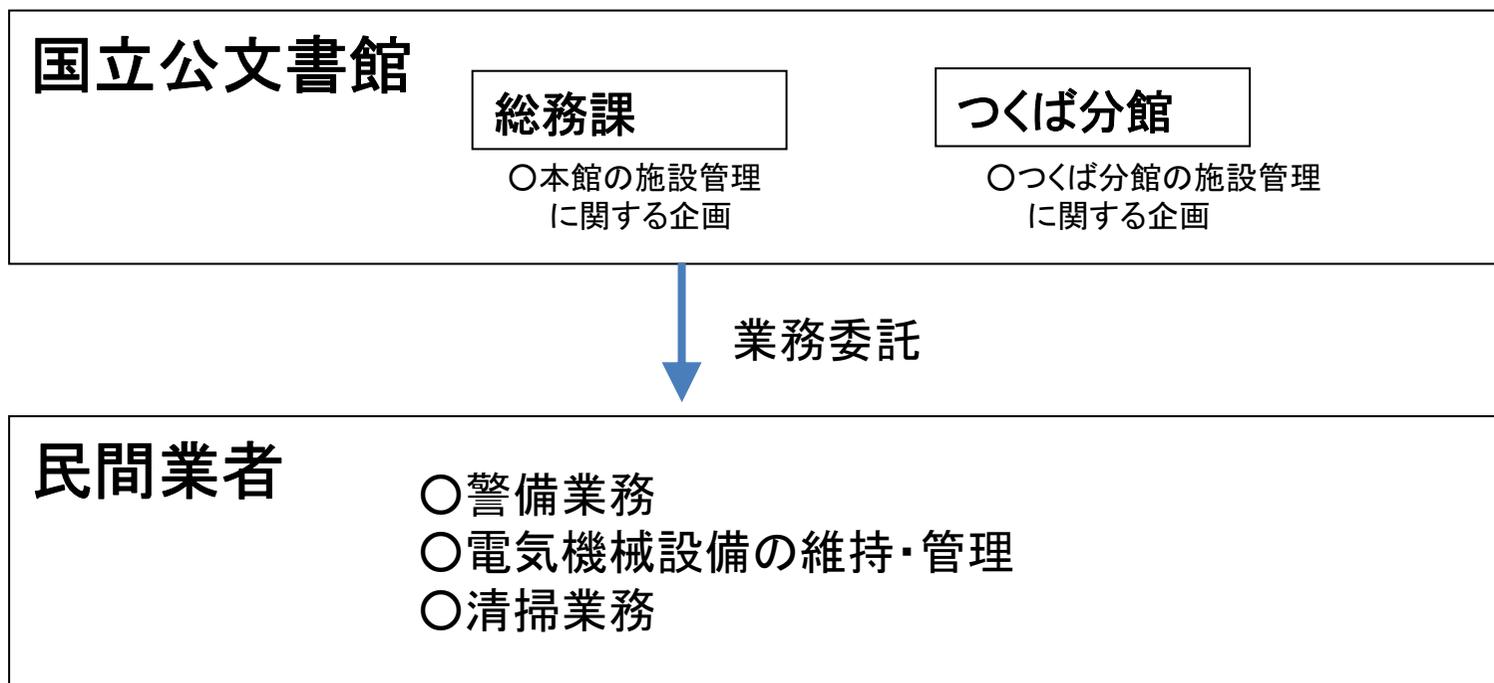
○国際的な公文書館活動への参加・貢献

国際公文書館会議(ICA)・国際公文書館会議東アジア地域支部(EASTICA)に参加し、
各国の公文書館と連携。現在、国立公文書館長はICA副会長及びEASTICA副議長を務める。
また、訪問者や研修生も積極的に受け入れている。

1. 所有施設の管理・運営業務について(所蔵資料の閲覧業務含む)

1-1 施設の管理・運営について

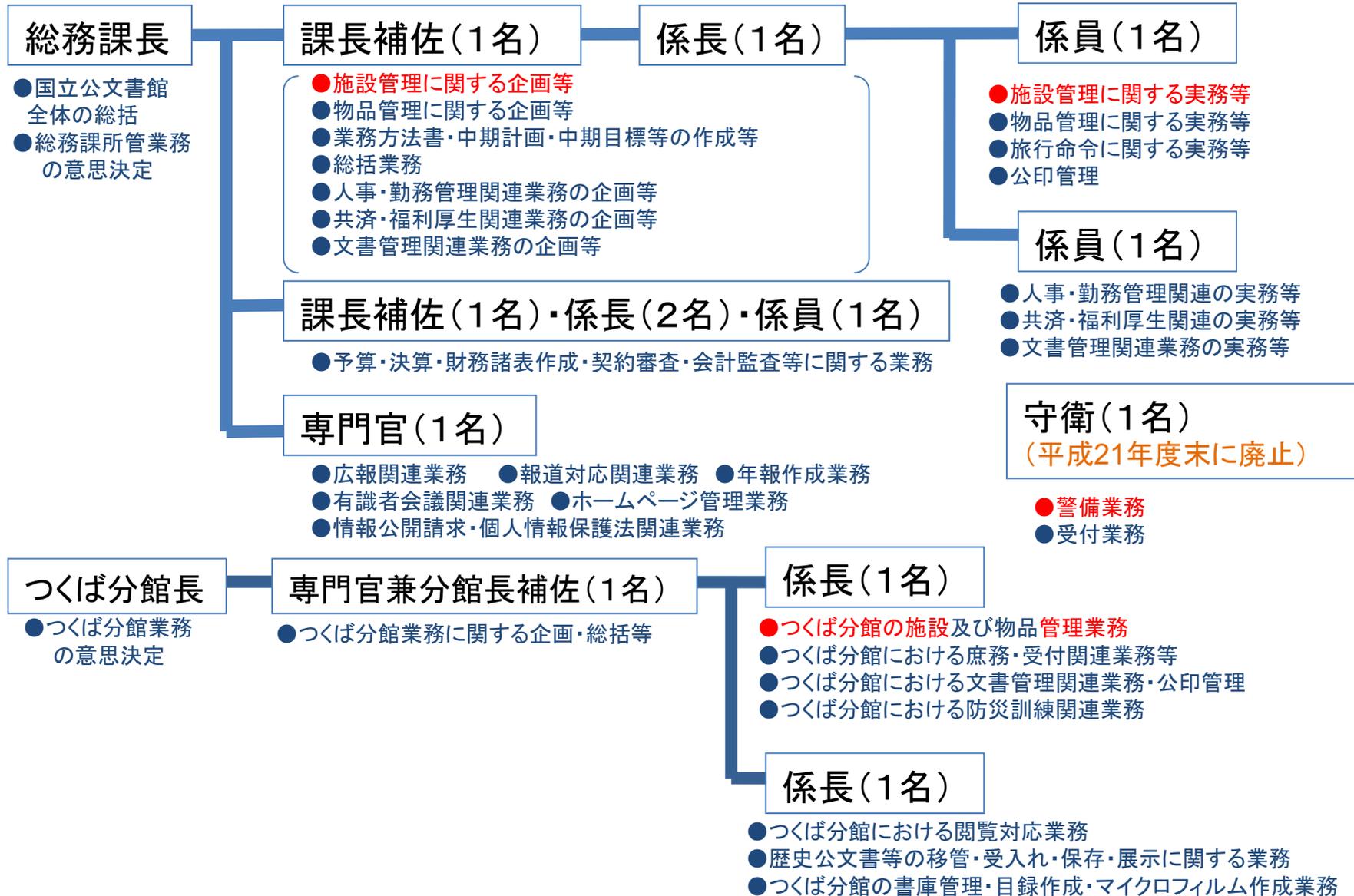
◎業務フロー図



◎業務実施体制

●…施設管理に関する業務

●…それ以外の業務



◎施設管理に関する委託先・契約形態等一覧表(平成18年度)

【本館】

単位:千円

	委託先	契約形態	金額
警備業務	綜警常駐警備(株)等	随意契約	22,600
電気機械設備の維持管理	(株)東日本環境アクセス	随意契約(※1)	15,624
清掃業務	(4月~7月) 奄島管財(株)	一般競争入札	1,295
	(8月~) (株)内外美装	随意契約(※2)	4,042
合計			43,561

(※1)平成20年度からは一般競争入札に移行予定 (※2)奄島管財との契約解除に伴う緊急随契

【つくば分館】

単位:千円

	委託先	契約形態	金額
警備業務	セコムジャスティック(株)等	随意契約	12,281
電気機械設備の維持管理	(株)オーチュー	一般競争入札	10,143
清掃業務	(株)三幸コミュニティマネジメント	一般競争入札	2,573
合計			24,997

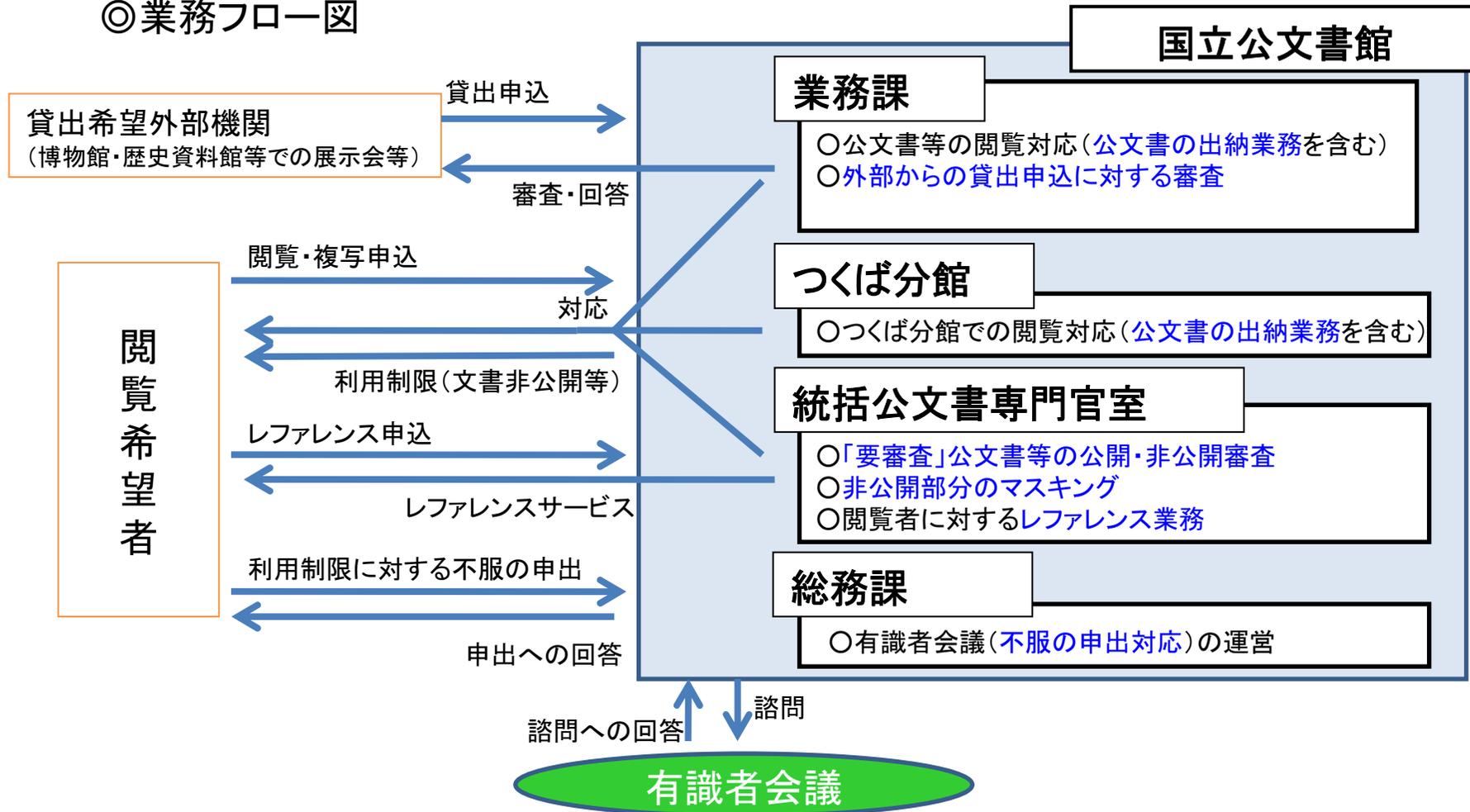
◎施設の管理・運営における官民競争入札等の導入について

- 国立公文書館は、大日本帝国憲法や日本国憲法はじめ、特に重要な公文書等の原本を所蔵しており、万全の警備を確保する必要がある。このため、本館・つくば分館の警備業務については、
 - 1・信頼性の高い業者との契約が必要
 - 2・競争入札等の結果、契約ごとに業者が変わり公文書館内の施設状況等の知識・情報を有する外部の者が増えるのはセキュリティ上問題
 - 3・競争入札等に伴い、施設の図面等を含む詳細な仕様書等を作成・公開することは、セキュリティ上問題といった理由により、国立公文書館での警備の長い実績があり、信頼と各種ノウハウを有する警備業者に、随意契約により業務委託しているところである。
貴重な公文書等を適切に保存するという国立公文書館の本来の目的に鑑みれば、経費削減努力も重要ではあるが、まずは万全の警備を優先的に考えるべきであり、警備業務についてリスクの高まる競争入札等を実施するのは適切ではない。
- 清掃業務及び分館の電気機械設備の維持管理については、既に一般競争入札を実施しており、本館の電気機械設備の維持管理についても平成20年度から一般競争入札の実施を予定している。このため、これらの業務の予算規模を鑑みると、官民競争入札等を実施することは、下記のように事務量が增大するため、コストを増加させるおそれがあるものと考えられる。
- なお、官民競争入札等を実施した場合、詳細な仕様書の作成や、各事業段階ごとの監理委員会への諮問、進捗状況公表、事後評価等、相当の事務作業量・事務コストの増大が予想され、今後、定員の削減も予定されていることから（平成22年度までに42名⇒39名）他の業務への影響も危惧されるなど、得られるメリットに比べ、デメリットが大きいと思われる。
- 以上から、施設の管理・運営について官民競争入札等を実施することは適切ではない。

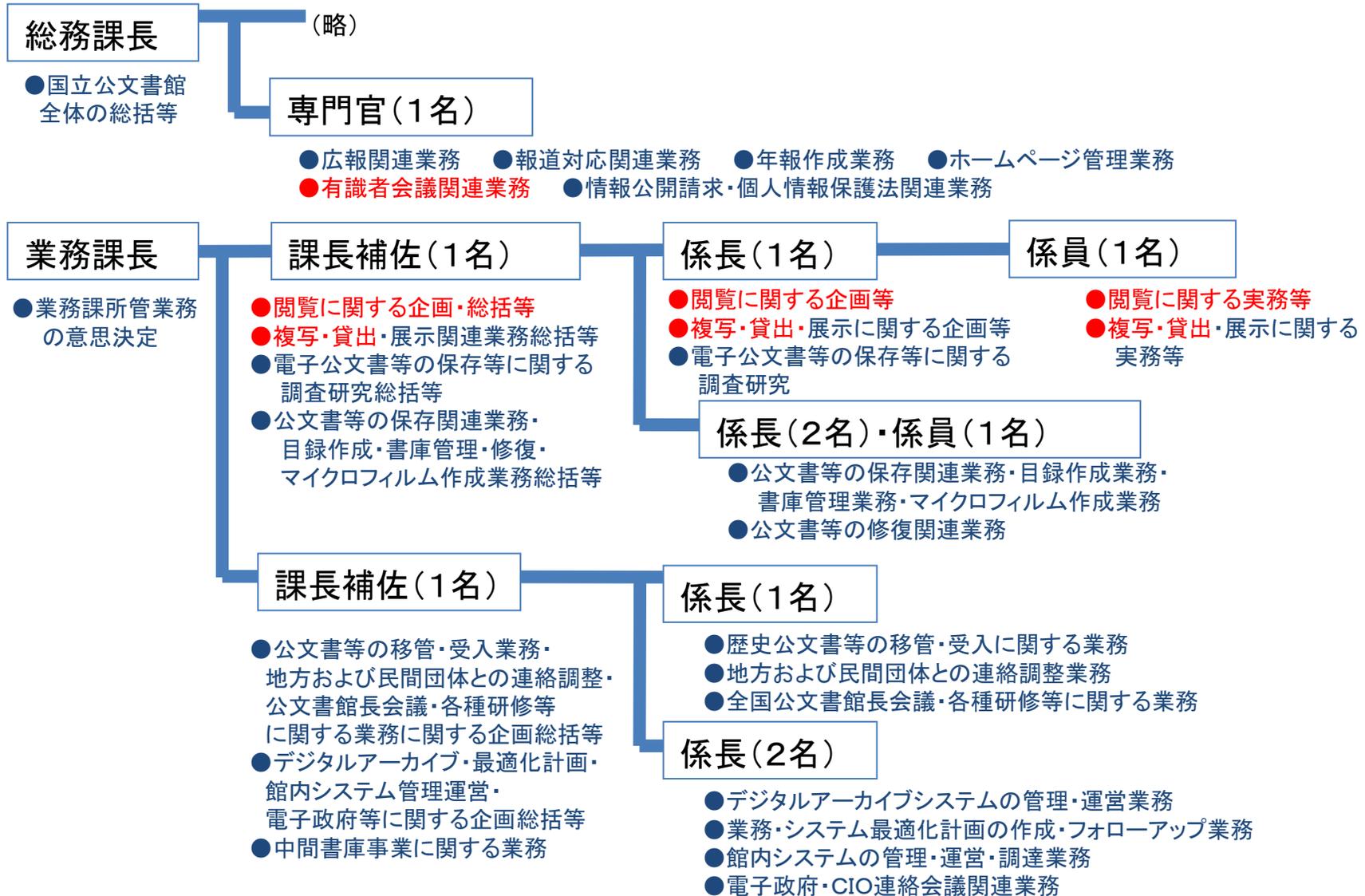
1. 所有施設の管理・運営業務について(所蔵資料の閲覧業務含む)

1-2 所蔵資料の閲覧業務について

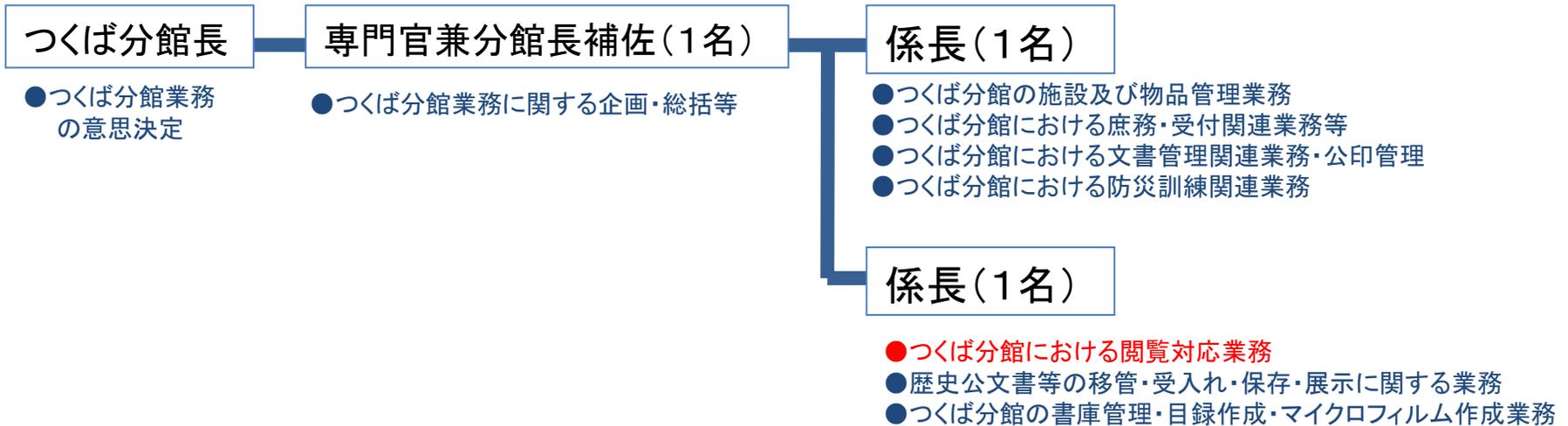
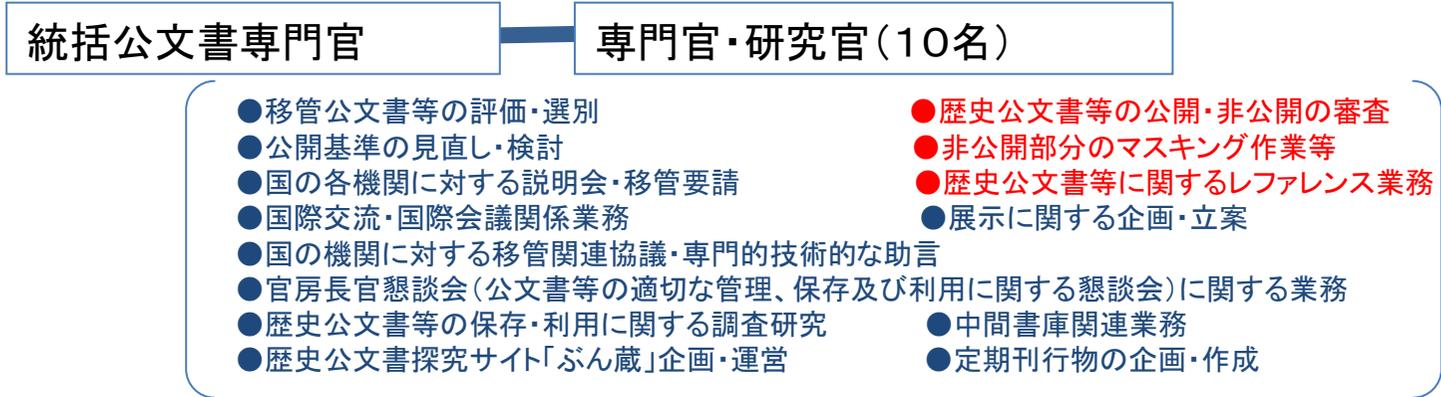
◎業務フロー図



◎業務実施体制(その1) ●…閲覧に関する業務 ●…それ以外の業務



◎業務実施体制(その2) ●…閲覧に関する業務 ●…それ以外の業務



◎閲覧業務関連データ

○閲覧人数・冊数等

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数
公文書	2,233	7,543	2,636	10,939	2,682	12,174
古書・古文書	2,708	54,029	2,712	53,189	2,757	59,760

○複写・要審査文書の審査・レファレンス・貸出し状況

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
複写件数		2,700	2,944	2,974
要審査文書の審査冊数		1,150	1,528	2,988
レファレンス件数		1,383	1,423	1,328
貸出し	機関数	26	26	23
	冊数	187	184	136

○国立公文書館所蔵資料(公文書、古書・古文書含む)公開状況

合計	公開	要審査	非公開
約111万冊	約74万冊(約67%)	約27万冊(約24%)	約10万冊(約9%)

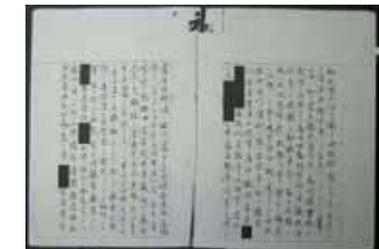
◎閲覧業務における官民競争入札等の導入について(その1)

- 「要審査公開」とされている公文書の審査については、
そもそも公文書等の公開・非公開の判断が、公文書等の一般利用の制限に繋がり、
館の重要な意思決定になるため、国立公文書館の職員により行うことが不可欠である。
また、審査に当たっては、公文書等の内容を正確に把握し、
非公開情報の有無を確認した上で、国立公文書館の公開基準に基づいて
政治的偏向のない、中立で適切な判断を行う必要がある。
このため、公文書や公開基準に対する専門的知識を有し
厳格な政治的中立性・守秘義務が課せられた国家公務員たる
国立公文書館の職員により行うことが不可欠である。



非公開部分を袋掛けした
歴史公文書

- 公文書等の一般利用の制限に対する不服申出への対応
利用制限に対して不服のある者は館長に対して「不服の申出」
を行うことができ、これに対しては、国立公文書館に設置された
有識者会議に諮った上で、申出に係る回答を行うこととなっている。
この不服の申出への対応については、当該利用制限が適切であったか
どうかを精査するため、再度非公開情報等に触れることとなる。
また有識者会議に諮るにあたっては、中立で適切な事務対応が必要である。
このため、厳格な政治的中立性・守秘義務が課せられた国家公務員たる
国立公文書館の職員により行うことが不可欠である。



非公開部分をマスキング
(墨消し)した公文書
(原本でなくコピーをマスキ
ングして公開)

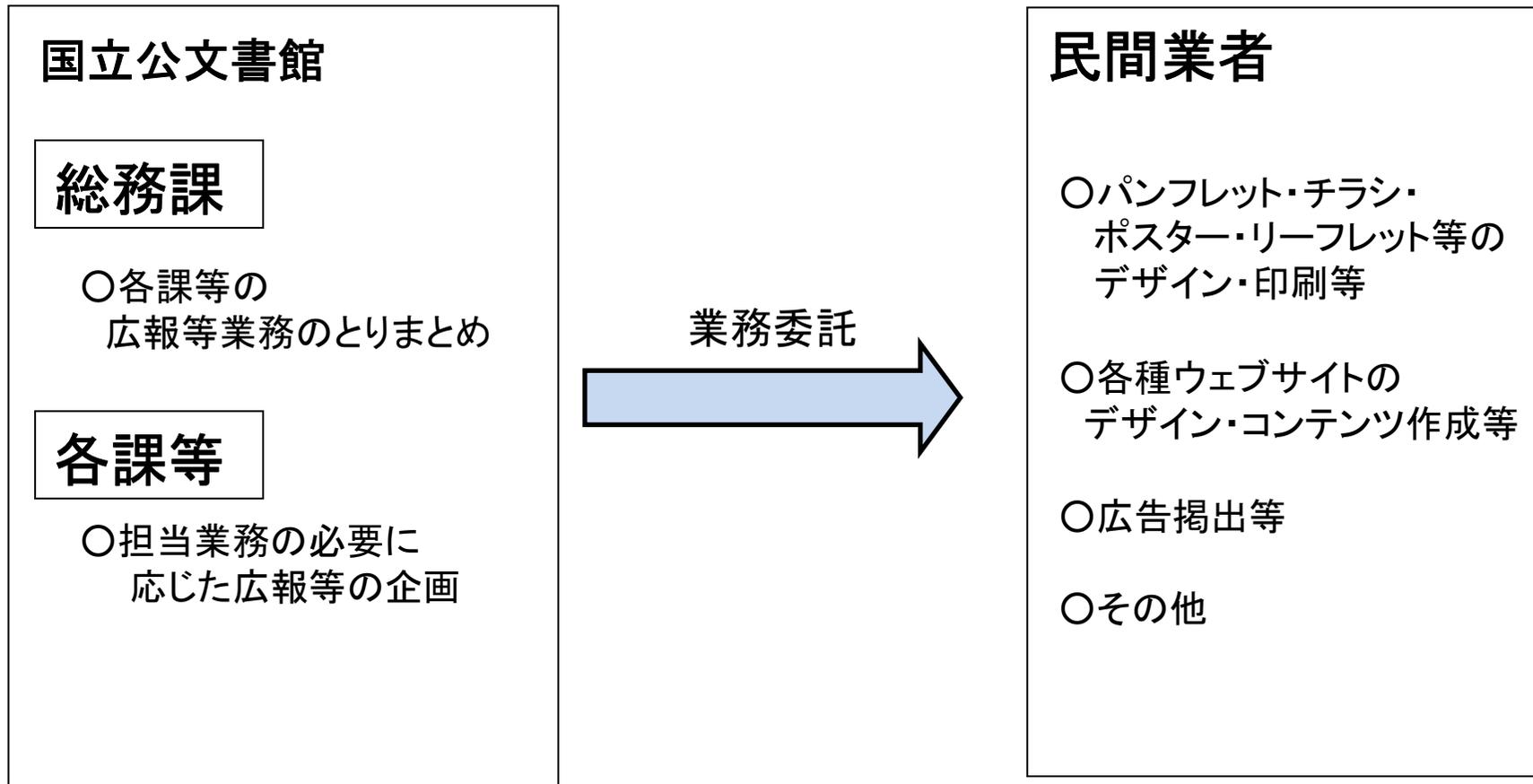
(次ページに続く)

◎閲覧業務における官民競争入札等の導入について(その2)

- **公文書等の出納**は、書庫への立ち入りを伴うものであり、国立公文書館の所蔵する、日本国憲法をはじめとする貴重な公文書等の**原本の所在情報や、非公開文書に接触する機会**が生じる。このため、**セキュリティ上の観点から、国立公文書館の職員により行うことが必要**である。
また、公文書等の出納を含めた窓口業務については、**職員が他の業務を担当しつつ、対応しているところであり、出納・窓口業務を新たに民間に委託することは、コスト増につながるおそれがある。**
- 外部の博物館、歴史資料館等から、展示会等の開催に当たって**国立公文書館の所蔵資料の貸出申込**があった場合、厳正な審査の上で貸出を行っている。
この貸出審査においては、**特定の政治的思想等に偏らない、中立で公平な審査を行う必要があるため、厳格な政治的中立性が課せられた国家公務員たる国立公文書館の職員により行うことが不可欠**である。
- **公文書等のレファレンス**については、国立公文書館の膨大な所蔵資料等に対する専門的知識が必要になることから、これらを有する**国立公文書館の職員により行うことが不可欠**である。
また、レファレンスの中には、**利用制限につながる内容についての問い合わせや公文書等に含まれる本人情報の閲覧についての問い合わせ等**も含まれるため、適切に対応するには公文書等や公開基準に対する専門的知識を有し、**厳格な政治的中立性・守秘義務が課せられた国家公務員たる国立公文書館の職員により行うことが不可欠**である。
- 以上から、閲覧業務について官民競争入札等を行うことは**適当ではない。**

2. 広報・普及啓発業務について

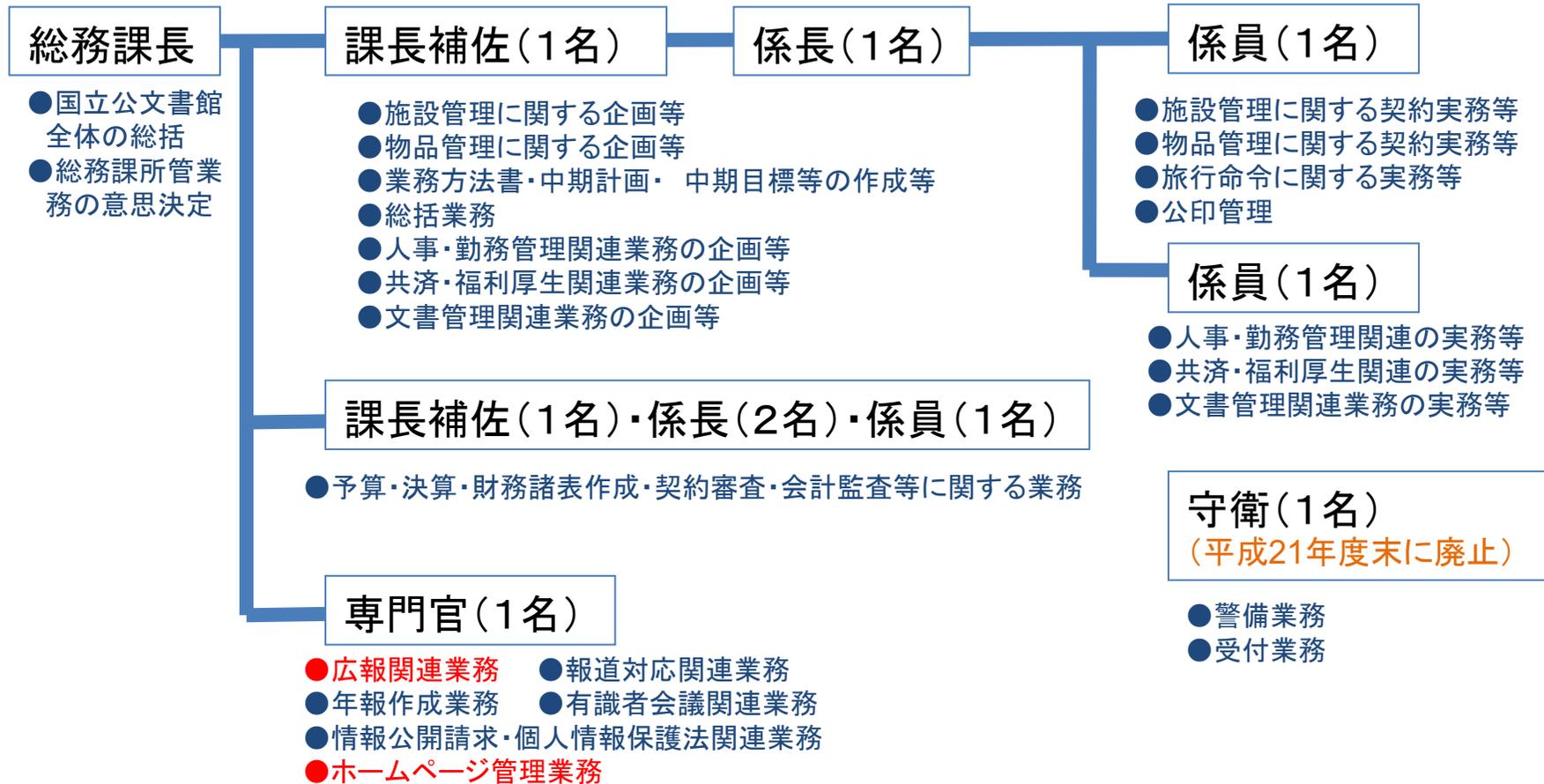
◎業務フロー図



◎業務実施体制

●…広報・普及啓発に関する業務

●…それ以外の業務



◎広報・普及啓発に関する主な事業の業務委託先・契約形態等(平成18年度)

(単位:千円)

委託業務内容	委託先	契約形態	金額
平成19年春の特別展用ポスター等の作成・配布・掲出等	(株)京成エージェンシー	企画競争	13,699
平成18年秋の特別展用ポスター等の作成・配布・掲出等	(社)時事画報社	企画競争	12,957
国立公文書館ホームページリニューアル	(株)インターネットイニシアティブ	企画競争	12,731
国立公文書館のインターネットバナー広告	(株)日本経済社	一般競争入札	10,959
ホームページ用コンテンツの作成 (「公文書にみる日本のあゆみ」)	(株)インターネットイニシアティブ	企画競争	10,311
アジア歴史資料センタースポンサーサイト広告	(株)毎日広告社	随意契約	6,583
アジア歴史資料センターインターネット広告	(株)毎日広告社	一般競争入札	6,006
国立公文書館ビジョンパンフレットの作成	(株)トータルメディア開発研究所	随意契約	1,995
地下鉄電飾掲示板による広告掲出	(株)プライムコーポレーション	随意契約	1,544
インターネット特別展用ホームページ 「公文書に見る日米交渉」英語版の制作	アイテック阪神(株)	一般競争入札	987
インターネット特別展用ホームページ 「『写真週報』に見る昭和の世相」の制作	イーステラ(株)	一般競争入札	974

◎広報・普及啓発業務における官民競争入札等の導入について

- 国立公文書館における広報等業務は、公文書等の保存・利用業務に付随し、必要に応じて行われるものである。
- それぞれの広報等業務は、個別の事情に合わせて契約形態を選択している。例えば、デザインを重視する場合は企画競争を行い、価格を重視する場合は一般競争入札、特別の事情があるものは随意契約、等となっている。また、年度途中の事業の進展に応じて実施するものもあり、年度当初に広報事業の内容が全て確定しているわけではない。このため広報等業務全てをまとめて、予め仕様書を作成し、競争入札を実施することは困難である。
- また、比較的金額の大きいものについては、既に一般競争入札や企画競争による民間委託を積極的に行い、競争原理を活用したコスト削減や業務の質の向上に努めているところである。さらに、随意契約の見直しに伴い、これまで随意契約や企画競争を行っていた業務についても、順次一般競争入札(総合評価方式を含む)に移行することとしており、これらの業務の予算規模に鑑みると、官民競争入札等を実施することは、下記のように事務量が增大するため、コストを増加させるおそれがあると考えられる。
- なお、官民競争入札等を実施した場合、詳細な仕様書の作成や、各事業段階ごとの監理委員会への諮問、進捗状況公表、事後評価等相当の事務作業量・事務コストの増大が予想され、今後、定員の削減も予定されていることから(平成22年度までに42名⇒39名)他の業務への影響も危惧されるところである。
- 以上から、広報・普及啓発業務について官民競争入札等を実施することは適切ではない。